

令和元年度第2回 神奈川県国民健康保険運営協議会書面開催の意見・回答について

質問委員名	委員意見要旨	県の回答
1 新田 委員	<p>今回の議題に、特段の意見はないが、次の国保運営方針の改定に当たっては、保険料の標準化につきある程度具体的な方向性を書き込まなければならないと考えるため、事務的な検討を進めていただきたい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、市町村との協議を進めてまいります。</p>
2 木村 委員	<p>資料3の7ページ 評価指標の見直しを引き続き国に要望することに賛同する。</p> <p>一方で、特定健診受診率と特定保健指導の実施率においては、大都市圏という事情はあるにせよ、全国最下位レベルの現状は大変残念。</p> <p>市町村全体の底上げ支援の強化として、6項目（①から⑥まで）の記載があり、各々の施策には一定の効果があると思うが、施策の実施後は、その効果を検証して、必要に応じて施策の見直しを図りPDCAが回るような工夫をぜひお願いする。</p>	<p>ご意見を踏まえ、取組んでまいります。</p>
3 吉原 委員	<p>資料1全般について</p> <p>法定外繰入の解消は、「改革工程表2019」にも記載されている重要な課題であるが、資料は法定外繰入について触れていない。その現状や進捗状況をお示し願いたい。</p> <p>また、法定外繰入の解消が遅れているのであれば、市町村国保の指導を強化願いたい。</p>	<p>法定外繰入の解消に係る令和元年度の状況については、各市町村の令和元年度決算確定後にとりまとめ、令和2年度の協議会で報告する予定です。</p> <p>なお、決算補填等目的の一般会計法定外繰入を行っている19市町村については、全ての市町村が決算補填等目的の一般会計法定外繰入の削減・解消計画を策定しており、県ホームページで公表しています。</p> <p>また、市町村は決算確定後、削減状況について県に報告することとなっておりますので、引き続き、市町村が計画通りに削減・解消が進められるよう指導・助言を行ってま</p>

		<p>います。</p> <p>県ホームページ（市町村国民健康保険における「赤字削減・解消計画」について） https://www.pref.kanagawa.jp/docs/n5p/akajisakugenn-kaisyuu.html</p>
	<p>別紙 1-5</p> <p>「市町村標準保険料率（各市町村の算定方式によるもの）算定結果表」について</p> <p>2018 年度の国保制度改革の狙いの一つに保険料率の統一があると理解しているが、令和 2 年度と平成 31 年度の市町村標準保険料率（各市町村の算定方式によるもの）を比較して、保険料水準が統一の方向にあるのかどうかをお示し願いたい。</p>	<p>標準保険料率のうち「各市町村の算定方式」によるものは、実際の市町村における料率と比較するためのものになりますので、ご質問の趣旨を、県内市町村間の標準保険料率の比較としてとらえさせていただくと、別紙 1-4 の標準保険料率で比較することが可能です。</p> <p>これで見た場合、「医療分」の「所得割」の標準保険料率の比較では、平成 30 年度は最大と最小の間で 2.86 ポイントの格差、令和元年度は 4.55 ポイント、令和 2 年度は 3.21 ポイントとなり、統一に向けた状況で見ると、現段階の状況では、各市町村の医療費水準や収納率の差があるため、大きく変わっていないと考えております。</p>
	<p>資料 3 の 6 ページ</p> <p>「保健指導実施率について」</p> <p>資料に記載されているとおり、保健指導実施率が低い要因の一つは、神奈川の人口 10 万対就業保健指数が全国最低であることだと考えられる。就業保健師数を増やすことは大きな課題であるが、平成 28 年から 30 年の 2 年間の人口 10 万対就業保健指数の増加は全国平均 1.5 人に対して神奈川は 0.0 人と低調である。（厚生労働省「衛生行政報告例（就業医療関係者）の概況」より）</p> <p>保健指導の実施は、県の重要施策である「未病改善」に通じるものであり、県の関連部署は連携を強化して就業保健師数を増やす具体策を早期に講じるべ</p>	<p>特定保健指導の実施率向上に向けて、令和 2 年度に新たに追加された保険者努力支援制度（予防・健康づくり交付金）なども活用し、広域的・効果的な新たな取組みを検討するなど、さらに市町村支援を強化してまいります。</p> <p>ご指摘の就業保健師等の本県の現状については、関係各課と課題を共有し対応を検討してまいります。</p>

<p>きではないか。</p>	
<p>資料3 7ページ</p> <p>「⑥ジェネリック使用促進パンフレット配布による後発医薬品使用率のアップ！」について</p> <p>パンフレット配布などにより加入者（需要サイド）に使用を訴えるという過去の延長線上の施策だけでは効果は限定的ではないか。</p> <p>使用割合を大きく伸ばすためには、神奈川の使用割合が低くかつ伸び悩んでいる阻害要因を明確にするとともに、県の関連部局はもちろんのこと、本協議会の委員の選出母体や関東信越厚生局などの関連団体との連携を強化して、その阻害要因の解消に向けた対策を早期に講じるべきではないか。</p>	<p>後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進に向けた取組みにつきましては、平成30年度に後発医薬品の使用状況に係る分析事業として、薬効別、年齢階級別などの使用割合についての分析を行いました。令和元年度は、県民向けのパンフレットと、医療関係機関向けのリーフレット（後発医薬品の使用状況に関する分析の結果を記載）を制作・配布するなど、需要サイドだけではなく、医療提供サイドへの啓発も実施しました。</p> <p>分析結果からは、特に使用割合の低い後発医薬品や年齢階級が明らかになったことから、こうした使用状況の分析結果を踏まえ、今後とも県の関係部局はもちろんのこと、関係団体との連携を一層強化し、更なる後発医薬品の使用促進を図ってまいります。</p>
<p>資料4</p> <p>「神奈川県国民健康保険運営方針」の改定について</p> <p>「神奈川県国民健康保険運営方針」の改定に当たっては、法定外繰入金の解消及び保険料水準の統一に向けてPDCAを強化するため、いつまでに、どのようなステップを踏んで、どこの部署が、何を行うかを明確に記載するべきではないか。</p>	<p>国民健康運営方針は策定した後も、当該方針に基づく国民健康保険の運営状況等も踏まえ、定期的に検証・見直しを行い、必要に応じて改善していくことが重要であることから、いただいたご意見を踏まえて、国民健康保険運営方針の改定を行います。</p>